

第7期尾鷲市障がい福祉計画・ 第3期尾鷲市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

尾 鷲 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 障がい者の定義	5
第2章 障がい者の状況	6
1. 障害者手帳所持者の推移	6
2. 身体障がい者の状況	7
3. 知的障がい者の状況	8
4. 精神障がい者の状況	9
5. 支援が必要な子どもの状況	10
6. 障がい支援区分の状況	10
第3章 国の基本指針とサービス体系	11
1. 国の「基本指針」	11
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	12
第4章 基本指針に基づく目標値	13
1. 令和8年度に向けた成果目標	13
第5章 障がい福祉サービスの見込みと確保策	20
1. 訪問系サービス	20
2. 日中活動系サービス	22
3. 居住系サービス	24
4. 相談支援	25
5. 発達障がい者等に対する支援	26
6. 精神障がい者に対する支援体制	27
7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	29
8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	30
9. 地域生活支援事業	31
第6章 障がい児支援の見込みと確保策	39
1. 障がい児通所支援等	39
2. 子ども・子育て支援における障がい児	41
第7章 計画の推進に向けて	42
1. 障がい福祉サービスの充実と利用促進	42
2. 地域、関係機関等、庁内の連携強化	42
3. 紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実	42
4. 計画の点検及び評価	43

参考資料	45
1. 用語解説	45
2. 紀北地域協議会設置要綱	49
3. 紀北地域協議会委員名簿	51
4. 紀北圏域障がい福祉サービス事業所一覧	52

■ 「障がい」の表記について

本計画中では法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するために策定するものです。障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2. 障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

わが国の障がい福祉制度は、平成 15 年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18 年にはそれまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成 25 年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成 28 年 4 月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障がい者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28 年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障がい者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30 年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」の施行、令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行、直近では令和 3 年 6 月「改正障害者差別解消法」の公布、令和 4 年 5 月「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行、6 月の「改正児童福祉法」の公布、12 月の「障害者総合支援法等一部改正法」の公布など障がい福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

年	内容
平成18年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21年	障害者制度改革推進会議
平成23年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日)
令和3年	改正障害者差別解消法の公布（令和3年6月改正 令和6年4月施行）
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行（令和4年5月） 改正児童福祉法の公布（令和6年4月施行） 障害者総合支援法等一部改正法の公布（令和6年4月施行）
令和5年	障害者基本計画（第5次計画）

3. 計画の位置づけ

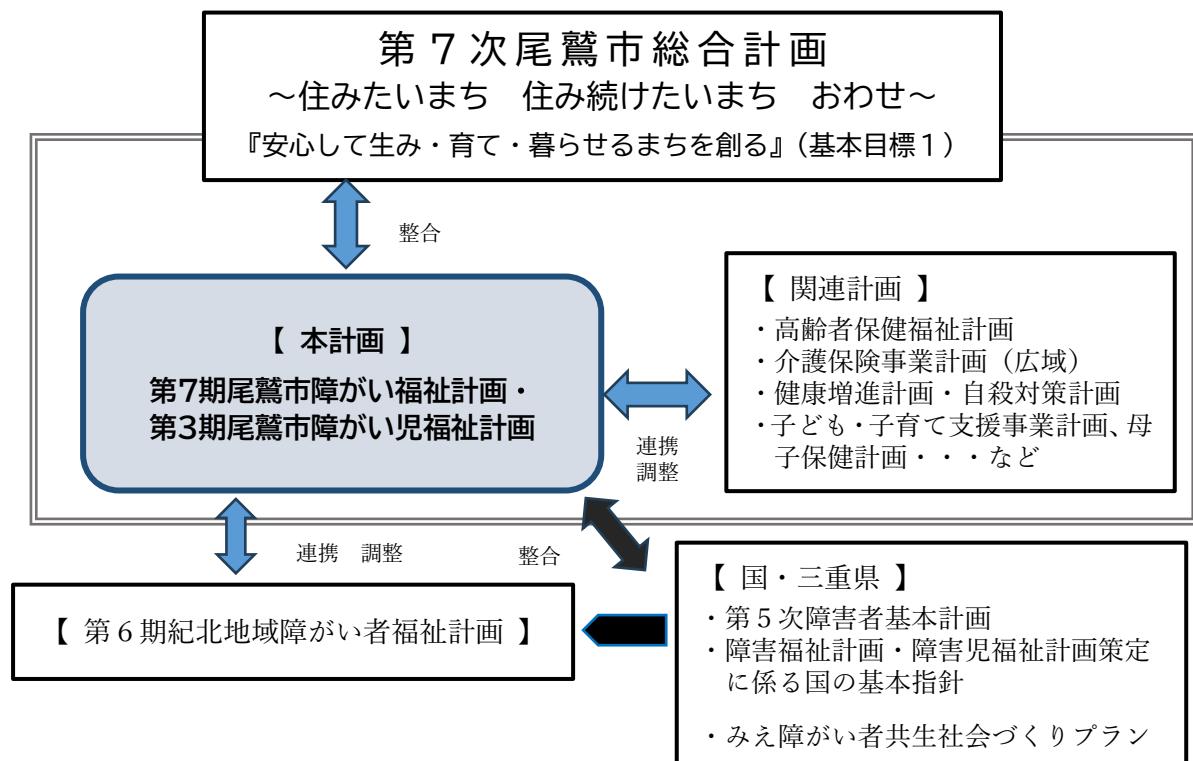
◆障がい福祉計画【3か年計画】

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき、本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

◆障がい児福祉計画【3か年計画】

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

また、本計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」として策定している『第6期紀北地域障がい者福祉計画』、国、県の関連計画及び第7次尾鷲市総合計画等との整合を図るものとします。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。なお、社会経済情勢の変化や国の基本指針等に基づき、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5期紀北地域障がい者福祉計画			第6期紀北地域障がい者福祉計画		
第6期尾鷲市障がい福祉計画			第7期尾鷲市障がい福祉計画		
第2期尾鷲市障がい児福祉計画			第3期尾鷲市障がい児福祉計画		
	第7次尾鷲市総合計画 前期基本計画				

5. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

第2章 障がい者の状況

1. 障害者手帳所持者の推移

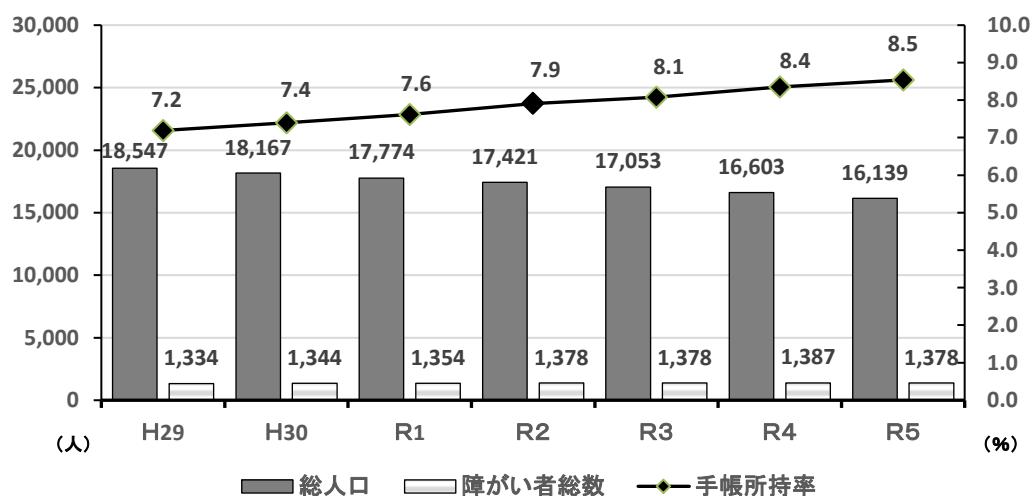
本市の総人口は、令和5年4月1日現在 16,139 人で、減少傾向で推移しています。

障害者手帳（3手帳の合計）所持者数については、1,300人台を増加傾向で推移しており、令和5年で1,378人となっています。また、総人口に対する障がい者の割合についても増加傾向で推移し、令和5年では8.5%となっています。

障がい種別の内訳をみると、令和5年において、身体障害者手帳が1,089人、療育手帳が172人、精神障害者保健福祉手帳が117人となっています。

身体障害者手帳所持者は、1,100人前後で推移していますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者については、やや増加傾向となっています。

総人口及び障害者手帳所持者の推移



	総人口	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	計
平成29年	18,547	1,087	147	100	1,334
平成30年	18,167	1,088	152	104	1,344
令和1年	17,774	1,095	158	101	1,354
令和2年	17,421	1,108	158	112	1,378
令和3年	17,053	1,099	164	115	1,378
令和4年	16,603	1,095	168	124	1,387
令和5年	16,139	1,089	172	117	1,378

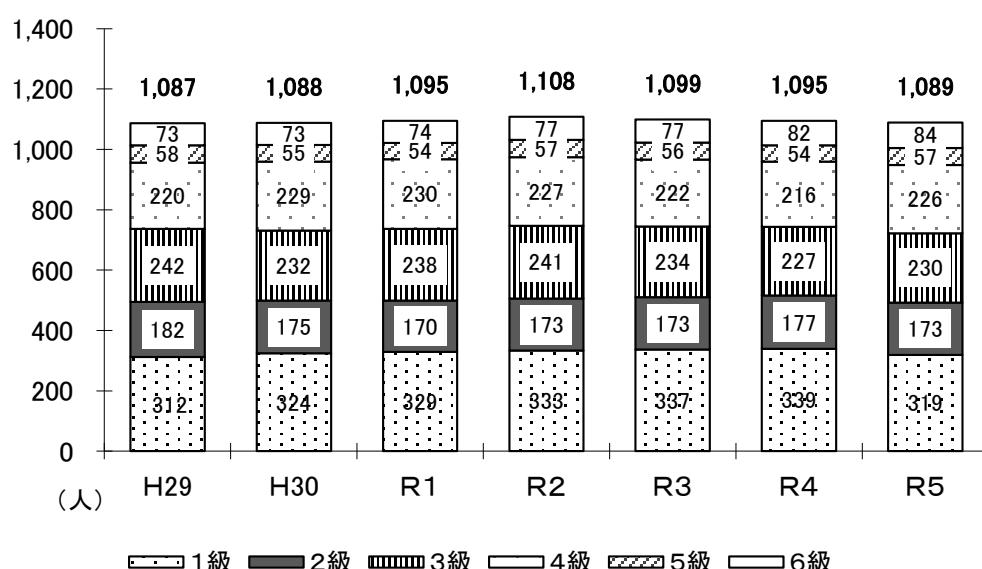
※各年4月1日現在

2. 身体障がい者の状況

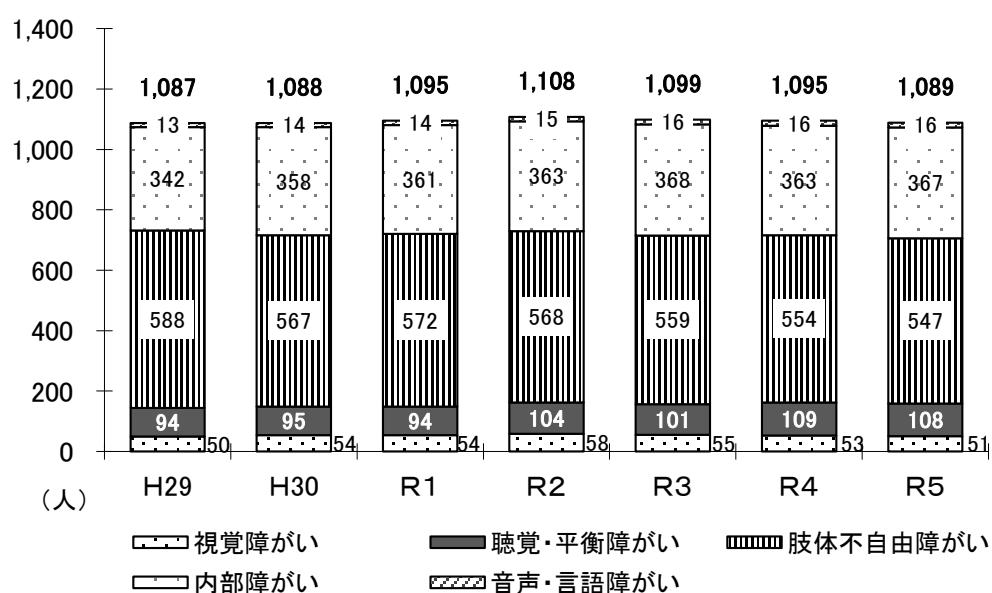
身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和2年まで微増傾向で推移していましたが、以降、微減傾向で推移し、令和5年では1,089人となっています。等級別でみると令和5年では1級が319人と最も多くなっています。

また、障がい別でみると、令和5年では肢体不自由障がいが547人で最も多く、次いで内部障がいが367人と続きます。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在



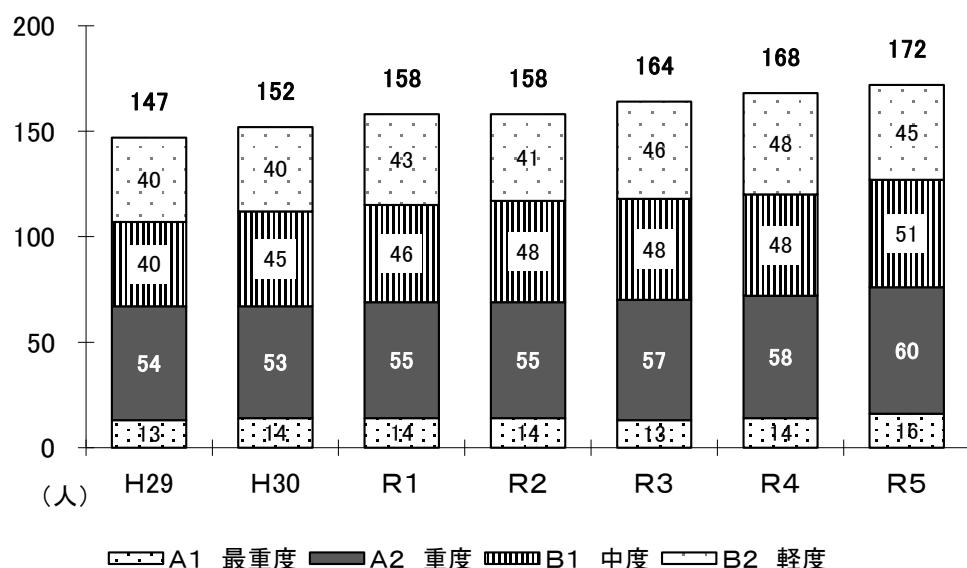
※各年4月1日現在

3. 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移し、令和5年には172人となっており、等級別ではA2重度の方が60人と最も多くなっています。

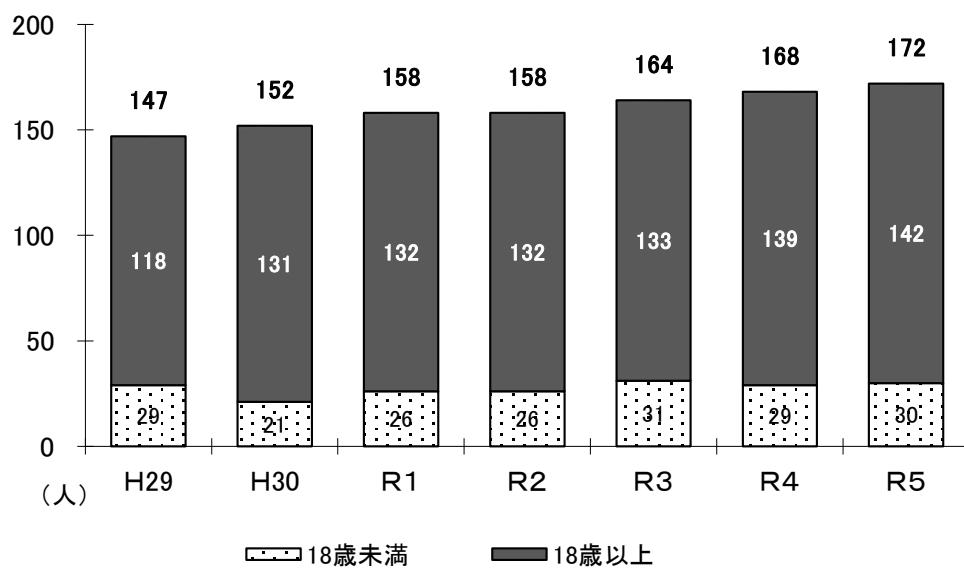
また、年齢別でみると令和5年では18歳以上が142人、18歳未満が30人となっています。

等級別療育手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

年齢別療育手帳所持者の推移



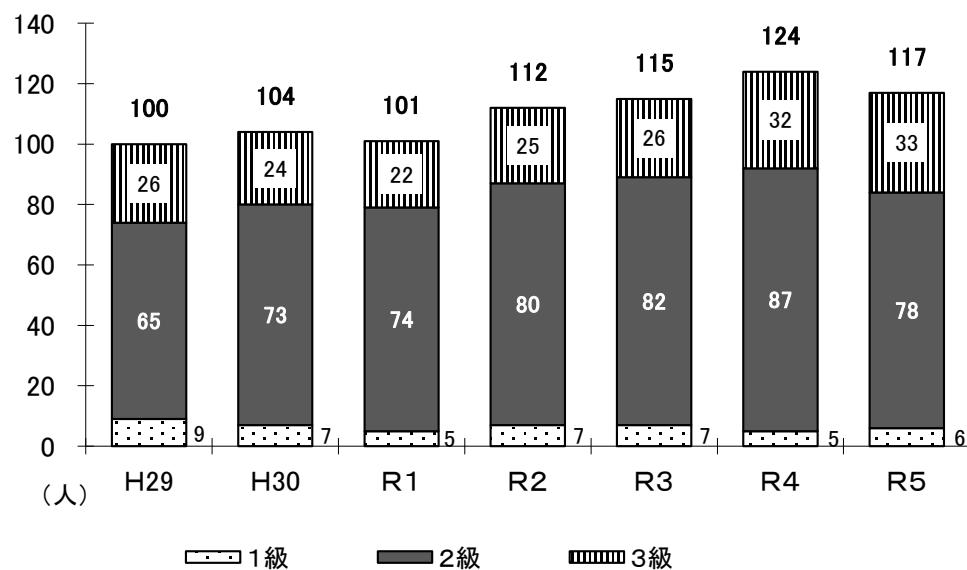
※各年4月1日現在

4. 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、概ね増加傾向で推移し、令和5年では117人となっており、等級別では2級の方が78人と最も多くなっています。

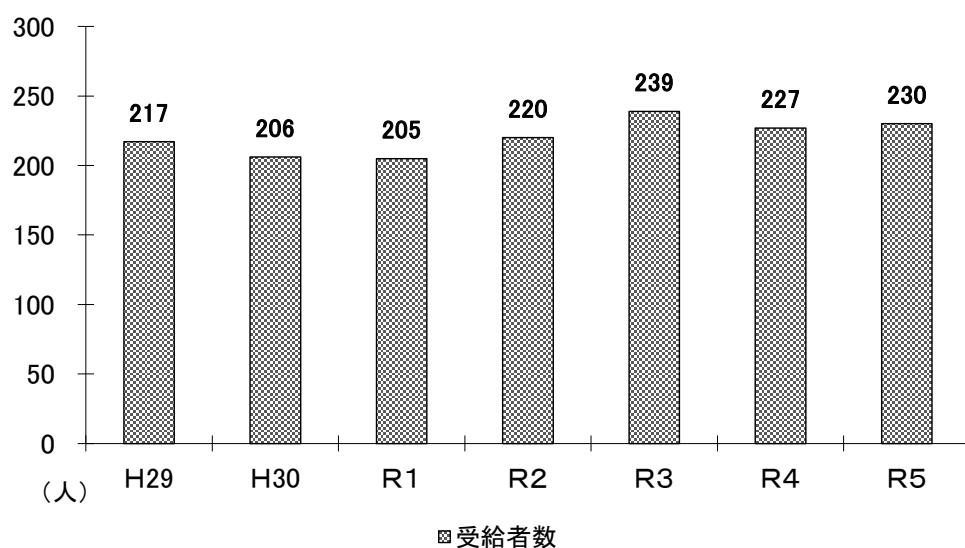
自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、令和2年までは210人前後で推移していましたが、令和3年以降は230人前後で推移し、令和5年では230人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移



※各年4月1日現在

5. 支援が必要な子どもの状況

(1) 支援が必要な子どもの状況の推移

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等	人	25	25	20
幼稚園	人	0	0	-
小学校	人	31	24	27
中学校	人	9	8	6
高校	人	0	0	0
県立特別支援学校	人	11	15	18
(内訳) 小学部	人	1	1	1
中学部	人	2	7	7
高等部	人	8	7	10

(2) 卒業生の状況

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県立特別支援学校（高等部）	人	3	1	3

※令和5年度は卒業見込み数

6. 障がい支援区分の状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや児童福祉法に基づく障がい児童通所支援を利用する際には、市町村から支給決定を受ける必要があります。市町村は、障がい福祉サービスの支給申請を受けた場合は、障がい支援区分の認定調査を行い、障がい者自立支援審査会の意見を踏まえ、福祉サービスの必要性を総合的に判定します。障がい児童通所支援については障がい支援区分の認定はありませんが、医師等の意見を踏まえサービスの必要性を判定します。

障がい支援区分及び児童通所支援の利用者数の推移

単位:人

	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童	13	12	11	9	12
区分なし	28	23	25	24	28
区分1	2	2	2	2	2
区分2	24	22	24	21	22
区分3	35	41	37	36	27
区分4	27	27	30	31	25
区分5	13	15	17	20	21
区分6	19	24	17	20	21
合計	161	166	163	163	158

※各年4月1日現在

第3章 国の基本指針とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が策定することと規定されているため、本計画は令和5年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画の「基本指針」について

- 基本指針は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和6年度～令和8年度）

■「基本指針」見直しの主な項目

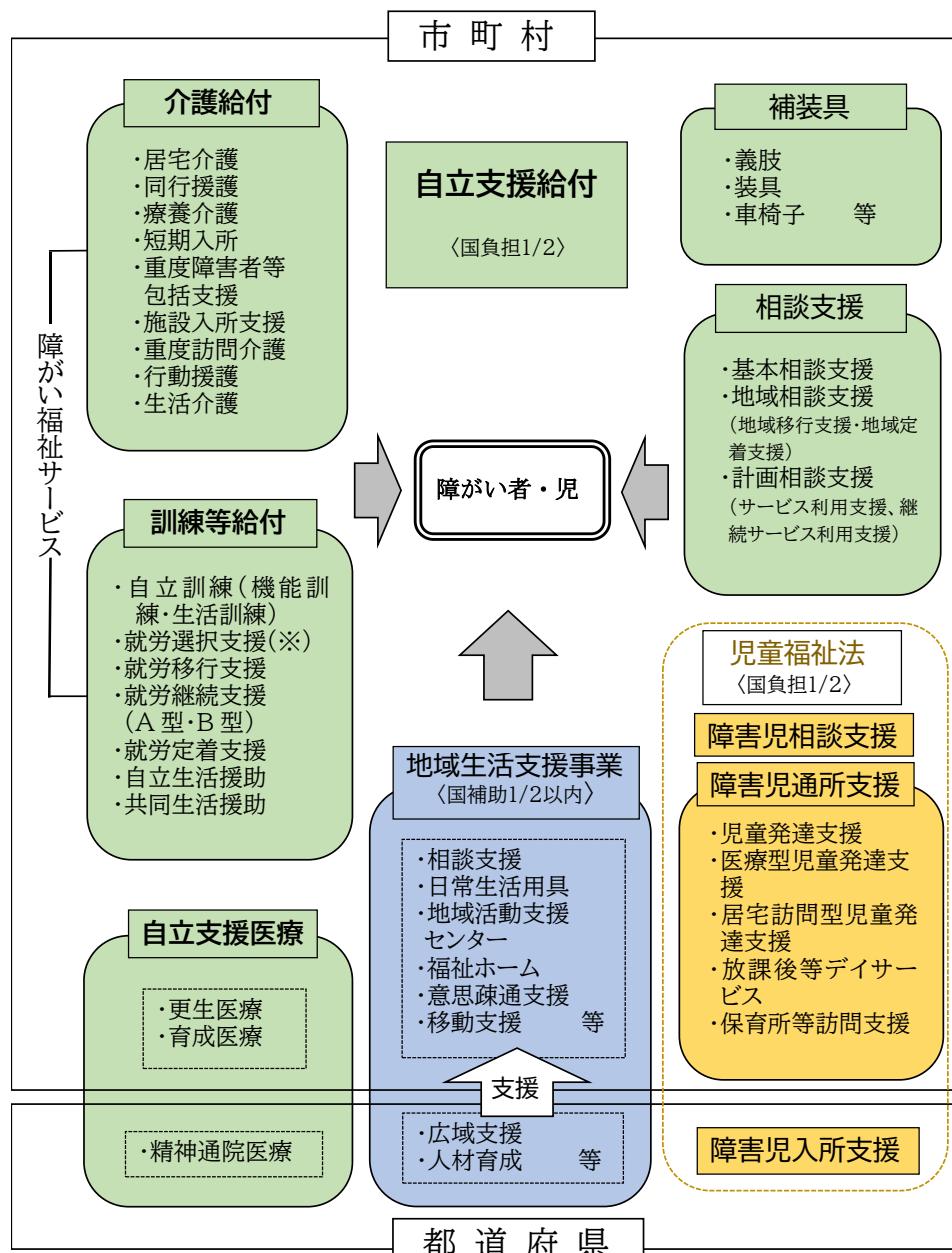
- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
・計画期間の柔軟化等

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障がい福祉サービス等は、障がいのある人の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等やサービス等利用計画案を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障がい福祉サービス等の体系(概念図)



(※)障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。

第4章 基本指針に基づく目標値

1. 令和8年度に向けた成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の方針》	○令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。 ○令和8年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。
《市の方針》	○現在の施設入所者は長期にわたって入所されており、家族の高齢化も進んでいることから地域生活への移行は非常に難しい状況にあります。入所者の希望を確認しながら、紀北地域協議会や関係機関等と連携して地域生活への移行に向けた支援を行うこととし、次のように成果目標を定めます。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	目標の考え方
令和4年度末の施設入所者数	19人	(A)
【目標値】入所者の退所見込み数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末時点の人数(A)から5%削減することを目標とします。 (A) × 5%
【目標値】入所者の削減率	5.3%	
【目標値】地域生活への移行者数	1人	国の指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行するものとして設定します。 (A) × 6%
【目標値】地域生活への移行率	5.3%	
令和8年度末の施設入所者数(見込み)	18人	(A) - 入所者の退所見込み数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の方針》	○令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ○令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 ○令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。
《市の方針》	○本市では、紀北地域障がい者総合相談支援センター結を中心に精神障がいのある方（高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症等の方も含む）だけでなく家族等への相談支援、医療機関への受診同行、入院時に必要な支援や長期入院後の退院の際には障がい福祉サービス等の利用調整も行っています。今後も、紀北地域障がい者総合相談支援センター結を中心として、医療機関や福祉関係機関等との緊密な連携を行なながら、精神障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように引き続き支援を実施します。

(3) 地域生活支援の充実

《国の方針》	○令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ○令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
《市の方針》	○地域生活支援拠点等の設置状況は未設置ですが、本市においては、障がい福祉サービス等の既存の資源を連携させた面的整備を目指し、関係機関と調整・検討を行ってまいります。 面的整備においては、調整役であるコーディネーターの役割が重要であることから、他圏域での配置状況を参考にして、コーディネーターの育成を行ってまいります。 強度行動障害を有する方については、対象者と支援ニーズを把握し、支援体制の整備について検討します。

【第7期計画の成果目標】

活動指標	目標	
	現状値	R 8 年度（目標値）
地域生活支援拠点等の設置数	〇か所	1 か所
コーディネーターの配置人数	〇人	1 人
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	〇回	1 回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

《国の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 ○就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。 ○就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。 ○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。
《市の方針》	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、圏域内に就労継続支援 A 型事業所、就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がないことから、関係機関・団体と連携し、その確保に努めることとし、次のように成果目標を定めます。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	目標の考え方
令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	〇人	(A)
【目標値】令和8年度の年間一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績(A)の1.28倍以上とすることを目標とします。
就労移行支援事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	〇人	(B)
【目標値】就労移行支援事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績(B)の1.31倍以上とすることを目標とします。
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	〇人	(C)
【目標値】就労継続支援A型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績(C)の1.29倍以上とすることを目標とします。
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の年間一般就労移行者数（基準値）	〇人	(D)
【目標値】就労継続支援B型事業を通じた令和8年度の年間一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績(D)の1.28倍以上とすることを目標とします。

項目	目標	
	現状値	R8年度（目標値）
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	〇か所	1か所

項目	目標	目標の考え方
令和3年度の年間就労定着支援事業の利用者数（基準値）	〇人	(E)
【目標値】令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績(E)の1.41倍とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の方針》	<p>○児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域または各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
《市の方針》	<p>○国の基本指針や三重県の方針を踏まえ、障がい児支援の中心となる児童発達支援センター等の設置に向けて本市の実情に応じた取り組みを行うこととし、次のとおり成果目標を定めます。</p> <p>また、医療的ケア児への支援体制の整備については、本市の実情に応じて、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置や医療的ケア児等へのコーディネーター配置等について、今後も検討を進めていきます。</p>

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業所の設置	1か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置に向けた検討
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置人数について関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の方針》	○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うこととする。
《市の方針》	○圏域で設置された紀北地域障がい者総合相談支援センター結を中心に、実情に沿った支援のあり方について引き続き検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。 紀北地域障がい者総合相談支援センター結は、障がい者やその家族等へ総合的な相談支援を行います。 本市においては、障がい福祉サービスの利用者の増加もあり、相談支援事業従事者の不足と負担が増加しています。今後も、紀北地域障がい者総合相談支援センター結により、必要に応じて各相談支援事業所に対して技術的助言や相談支援事業従事者の育成支援を行うこととします。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施	実施
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	紀北地域協議会において、今後の障がい福祉サービス体制について検討を行います。

(7) 障がいサービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

《国の方針》	○令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。
《市の方針》	○障がい者の適切な障がい福祉サービスの利用につながるように三重県が実施する研修事業に参加します。 また、適切な障がい福祉サービスが提供されるように、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、近隣市町と共有するとともに、今後の障がい福祉サービス体制の検討を行います。

【第7期計画の成果目標】

項目	目標
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加	実施
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有及び障がい福祉サービス体制の検討	実施

第5章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

区分	内容
居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度障がいがあり、常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込み量

訪問系サービスについては、過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	31	31	32	35	35	35
	時間/月	368	396	424	440	440	440
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	98	80	83	90	90	90
同行援護	人/月	1	0	0	0	0	0
	時間/月	2	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス

区分	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために有期の訓練等を行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
就労選択支援	障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するもの。

■実績と見込み量

日中活動系サービスについては、過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	53	54	55	58	58	58
	人日/月	992	973	1,022	1,080	1,080	1,080
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	20	20	22	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	15	22	21	22	22	22
就労移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	22	22	22	22
就労継続支援B型	人/月	54	59	59	65	65	65
	人日/月	1,063	1,127	1,143	1,200	1,200	1,200
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所	人/月	3	3	4	5	5	5
	人日/月	27	31	39	45	45	45
就労選択支援	人/月	—	—	—	—	0	0
	人日/月	—	—	—	—	0	0

3. 居住系サービス

区分	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み量

居住系サービスについては、過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	31	34	36	41	41	41
施設入所支援	人/月	19	19	18	18	18	18

4. 相談支援

区分	内 容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込み量

相談支援については、過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	44	46	41	45	45	45
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

5. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）の育成やピアサポート（同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対する共感的なサポート）の活動支援を通じて、発達障がい者や家族への支援を進めます。

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

■実績と見込み量

ペアレントトレーニングの受講者数は過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	人	15	7	11	10	10	10

(2) ペアレントメンターの人数

■実績と見込み量

ペアレントメンターの養成については、発達障害のある子育てを経験者に対して、働きかけを行い、希望者に対して養成を行うこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	1	1	1

(3) ピアサポート活動への参加人数

■実績と見込み量

ペアレントメンターの養成とともに、仲間同士の支え合いであるピアサポート活動の周知と活動支援に努めます。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	人	0	0	0	5	5	5

6. 精神障がい者に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

区分	内 容	
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

①協議の場の開催回数

紀北地域協議会を重層的連携による支援体制を構築するための協議の場として位置づけます。

■実績と見込み量

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回	0	1	3	2	2	2

②協議の場への関係者の参加者数

紀北地域協議会の構成人数を基本的な参加者数として、必要に応じて事業者等に参加を求めることとします。

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

紀北地域協議会協議の場において、様々な検討を進める中で、精神障がいのある方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するために目標の設定を行い、進捗状況等の評価を行うこととします。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込み量

精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助について、過去の実績等を踏まえて利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	1	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	4	2	3	4	4	4
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人	1	1	1	1	1	1

7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みをそれぞれ設定します。

(1) 総合的・専門的な相談支援

■実績と見込み量

圏域において、既に基幹相談支援センターとして、紀北地域障がい者総合相談支援センター結を開設しており、広域的な連携のもと、その機能強化を図ります。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

地域の相談支援体制の強化については、過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	26	13	18	15	15	15
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	4	4	4	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	回	17	22	24	20	20	20

8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上を目指します。

区分	内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。

(1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	1	1	1	2	2	2

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

■実績と見込み量

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有及び障がい福祉サービス体制の検討を年1回程度実施することを目標とします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有及び障がい福祉サービス体制の検討	人	—	—	—	1	1	1

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。本市では地域生活支援事業の「必須事業」と「任意事業」について、次のサービスを開設しており、各事業の見込み量を設定することとします。

尾鷲市が実施する地域生活支援事業

必須事業	任意事業
<ul style="list-style-type: none">○理解促進研修・啓発事業○自発的活動支援事業○地域活動支援センター事業○手話奉仕員養成研修事業○成年後見制度利用支援事業○成年後見制度法人後見支援事業○相談支援事業○意思疎通支援事業○日常生活用具給付等事業○移動支援事業	<ul style="list-style-type: none">○日中一時支援事業○生活支援事業○社会参加促進事業<ul style="list-style-type: none">・スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業・声の広報発行事業・自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民へ障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として、研修会やイベントの開催、啓発活動の実施について検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。障がいのある人が自発的に行う活動を検討します。

(3) 地域活動支援センター事業

障がい者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産及び相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。現在、市内、圏域に地域活動支援センターがないため、障がい福祉サービス等事業者等への働きかけなど設置に向けた取り組みを進めます。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成することとなっています。手話奉仕員養成研修について周知を行いながら、養成研修の実施方法について関係団体と協議を行ってまいります。

(5) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。親と同居の障がい者が多い中で「親亡き後」の障がい者の生活の支援も含めて、判断能力に不安がある障がい者が自立した生活を安心して送ることができるよう、社会福祉協議会等と連携し、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

(6) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。法人の後見活動を支援するための支援体制の構築等を行います。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度	任意後見契約を結んでいなかった場合に、本人の判断能力が衰えた後、家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	本人の判断能力が衰える前に任意後見契約（将来、任意後見人により支援を受ける内容に関する契約）を結んでおき、判断能力が衰えた後に当該契約を発効させて任意後見を開始させる制度です。

第2期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画の概要

成年後見制度利用促進計画について

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では「尾鷲市高齢者保健福祉計画」に包含して「第 2 期尾鷲市成年後見制度利用促進基本計画」策定し、計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年計画とします。

計画内容の概要

1. 計画の目的

成年後見制度が本人の目指す暮らしを支える一つの仕組みとして役割を果たし、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をさらに進めていくことを目的とします。

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みであり、権利擁護支援チーム、協議会及び中核機関で構成されます。

権利擁護支援チーム	権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・医療・福祉の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選考や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援を行う関係者の枠組みです。
協議会	後見等開始の前後を問わず、権利擁護支援チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保等の地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

2. 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

本市では、成年後見制度を利用するにあたり、本人または親族が申立てを行うことが困難である場合、市長による審判の申立てを行います。その場合、要件に応じて申立て費用の負担を行います。また、市長申立てに限らず、要件により後見人、監督人等に対する報酬に関し、その費用の一部または全部を助成します。

(7) 相談支援事業

障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようすることを目的としています。

■実績と見込み量

既に、基幹相談支援センターとして、紀北地域障がい者総合相談支援センター結を開設しています。

地域自立支援協議会については、本市と紀北町により紀北地域協議会を設置しており、毎年度開催し、地域の障がい福祉の状況等について検討を行っています。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(8) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

手話通訳者や要約筆記者による意思疎通支援が必要な方への支援を提供します。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	人/月	0	0	0	1	1	1

(9) 日常生活用具給付等事業

障がい者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

日常生活用具給付等事業については、過去の実績等を踏まえて利用件数を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	0	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	5	5	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	2	1	0	0	0
排せつ管理支援用具	件/年	489	471	338	480	480	480
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	0	0	0	0	0

※令和5年度は11月末時点の数値となっています。

(10) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

移動支援事業については、過去の実績等を踏まえて利用量を見込みます。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	14	14	16	18	18	18
	時間/月	41	43	51	60	60	60

(11) 日中一時支援事業【任意事業】

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

日中一時支援事業については、過去の実績等を踏まえて利用量を見込みます。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	日/月	28	30	27	25	25	25
	人/月	7	7	7	7	7	7

(12) 生活支援事業【任意事業】

生活の質の向上を図り、社会復帰を促進することを目的に、視覚障がい者の歩行訓練を行っています。

■実績と見込み量

生活支援事業については、現在利用者がいないことを踏まえて、利用量を見込むこととします。

区分	単位	第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活支援事業	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(13) 社会参加促進事業【任意事業】

社会参加促進事業は、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業、声の広報発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により、障がいのある人の社会参加を促進していくものです。

■実績と見込み量

社会参加促進事業については、過去の実績等を踏まえて利用量を見込みます。

区分		第6期実績 (見込み)			第7期見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
社会 参 加 促 進 事 業	スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	件/年	0	1	1	1	1
	声の広報発行事業	人/年	3	3	3	3	3
	自動車運転免許取得費 助成事業	件/年	0	0	0	0	0
	自動車改造費助成事業	件/年	0	0	0	0	0

第6章 障がい児支援の見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施しています。障がい児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障がい児通所支援等

区分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。 対象は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象。
医療型児童発達支援	日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援と治療を行うサービス。 対象は、上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童が対象。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。

区分	内 容
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に対し、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障がい児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

障がい児通所支援等については、過去の実績等を踏まえて利用量を見込みます。

区分	単位	第2期実績 (見込み)			第3期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	0	1	0	1	10	10
	人日/月	0	2	0	2	100	100
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	8	7	8	10	15	15
	人日/月	90	59	100	120	145	145
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	11	12	13	15	30	30
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	0

2. 子ども・子育て支援における障がい児

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実を目指して「第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。第3期障がい児福祉計画においては、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努め、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育所等と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のとおり設定します。

（1）保育所等における障がい児の受け入れ

■実績と見込み量

保育所等における受け入れ見込み者数については、過去の実績等を踏まえて下記のとおりを見込むこととします。

区分	単位	第2期実績 (見込み)			第3期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等	人	25	25	20	25	25	25

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受け入れ

■実績と見込み量

放課後児童クラブの利用者数については、過去の実績等を踏まえて下記のとおりを見込むこととします。

区分	単位	第2期実績 (見込み)			第3期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童クラブ	人	11	9	13	15	15	15

第7章 計画の推進に向けて

1. 障がい福祉サービスの充実と利用促進

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立しながら安心して生活を送るために、各種の障がい福祉サービスの安定的な供給と質的確保が必要です。このため、利用者のニーズを把握し、サービス提供事業者の育成や確保を図ることで、必要なサービス量の確保を図るとともに、福祉人材の育成等を通じて質の向上に努めます。

また、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービス内容の周知が必要であり、広報等を活用して制度のより一層の普及と定着に努めます。

2. 地域、関係機関等、庁内の連携強化

障がいのある方が住み慣れた地域で自立しながら安心して生活ができるよう、尾鷲市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアグループ等や各行政機関等との連携の強化を図り、障がいのある方が充実した支援を受けられるように努めます。

また、本計画は、保健・医療・福祉・教育・生活環境等様々な分野との連携が特に重要であることから、障がいのある人のライフステージに対応して、総合的かつ継続的な支援を行うとともに、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内関係各課の連携の強化を図ります。

3. 紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実

本計画の推進に関して、紀北地域協議会（自立支援協議会）において、部会を定期的に開催し、情報共有と事例検討の場として関係機関の実務者が定期的に協議を行います。

必要な事項は紀北地域協議会に諮り、課題に応じた部会を設置して具体化に向けた検討を進めます。

相談支援事業については、尾鷲市・紀北町が共同で委託している紀北地域障がい者総合相談支援センター結と協働し、相談支援体制の充実とともに、障がい者へのケアマネジメントの適切な実施が図られるよう努めます。

また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に基づき、障がい者への差別や虐待に関する問題に対応するため、必要と思われる支援体制の整備を図ります。

4. 計画の点検及び評価

本計画を推進していく上では、P D C A サイクルに基づき、本計画に定めた目標について、その実績を把握し、分析・評価を行い、紀北地域協議会等において意見を聴いた上で、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

参考資料

1. 用語解説

用語	内容
あ 行	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
協働	住民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、ともに取り組むこと。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障がい福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。

用語	内容
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇用型（A型）と非雇用型（B型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障がい福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（=合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。

用語	内容
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
た 行	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

用語	内容
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいが対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ピアサポート	同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対する共感的なサポート活動。
P D C A（ピーディーサーイ）サイクル	施策や事業についての P (Plan : 計画)・D (Do : 実施)・C (Check : 点検・評価)・A (Action : 改善に向けた行動) のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。
ペアレントトレーニング	障がい児の保護者や支援者等が、子どもの特性を理解し、具体的な実践をすることで、問題行動を減少させ、保護者等の心理的ストレス等を改善していくもの。
ペアレントプログラム	子育てに困難さを感じる保護者や障がい児を支援する支援者等が、子どもの特性を理解し、適切な対応を学ぶことで、子育てや支援を前向きな気持ちで向き合えるようにするプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、N P O等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障がい福祉サービス。

2. 紀北地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 尾鷲市と紀北町は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、紀北地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 協議会は次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議を行う。
- (2) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (3) 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営方針を協議し、委託事業者の評価を行う。
- (4) 紀北地域障がい者福祉計画及び尾鷲市障がい福祉計画、紀北町障がい福祉計画策定に必要な検討を行うこと。
- (5) その他、協議会の趣旨に合致する事項についての協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

- 2 委員は、障がい福祉に関する相談支援員、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、障がい関係団体、学識経験者、関係行政機関等の中から、事務局を担当する首長が委嘱する。
- 3 協議会に特定事項を協議する部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は部会長が招集し、関係者の出席で会議を開くことができる。ただし、部会長は協議会で報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要あると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員及び関係者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、尾鷲市、紀北町が年度毎に輪番で担当し、庶務を処理するものとする。

2 事務局は協議会の運営に関し必要な事項を協議するため、運営会議を開くことができる。

(変更)

第10条 本要綱を変更する必要がある場合は、尾鷲市、紀北町の同意を得て変更するものとする。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

3. 紀北地域協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏 名	団 体 名 等	役 職 等
会長	加藤 康子	紀北医師会	かとう小児科医師
	今西 裕隆	医療法人紀南会 熊野病院	精神保健福祉士
	峪口 まなみ	尾鷲公共職業安定所	統括職業指導官
	中村 公郎	尾鷲保健所	所長
	堀井 肇	三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	教頭
	内山 洋輔	尾鷲市社会福祉協議会	事務局長
	森下 昭弘	紀北町社会福祉協議会	事務局長
	世古 克人	尾鷲商工会議所	事務局長
	中瀬 哲弥	みえ熊野古道商工会 海山支所	局長
	西川 恭次	尾鷲市身体障害者互助会	会長
	牧野 由美	紀北町障がい者団体連合会	会員
	上村 公彦	紀北作業所	所長
	瀬口 麻由奈	ゆめ向井工房	所長
	牧野 正人	紀北作業所保護者会	会長
	伊藤 徹哉	はあとの会	会長
	福田 一成	手話サークル かたつむり	代表
	加藤 益洋	障がい者支援グループたいき	施設長
副会長	吉田 直文	NPO法人「ひのきの会」	理事長
	宮原 香奈子	NPO法人「あいあい」	理事
	小倉 努	社会福祉法人慈徳会	桃朋園 施設長
	世古 直美	株式会社やきやまふあーむ	代表
	近藤 大志	紀北広域連合	事務局長
	山口 修史	尾鷲市福祉保健課	課長
	直江 和哉	紀北町福祉保健課	課長
	東地 正幸	紀北地域障がい者総合相談支援センター 結	センター長

4. 紀北圏域障がい福祉サービス事業所一覧

サービス種類	事業所名	住所	電話番号
居宅介護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	介護すまいる館 たむろ	尾鷲市野地町4番16号	0597-22-1457
	在宅ケアグループゆうあい	北牟婁郡紀北町東長島1307番地1	0597-47-0458
	紀北町社協ホームヘルパー「海山」	北牟婁郡紀北町引本浦239-2	0597-32-3357
	紀北町社協ホームヘルパー「長島」	北牟婁郡紀北町東長島209-9	0597-47-1080
	訪問介護たいき	北牟婁郡紀北町三浦709番地1	0597-46-1488
重度訪問介護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	紀北町社協ホームヘルパー「海山」	北牟婁郡紀北町引本浦239-2	0597-32-3357
	紀北町社協ホームヘルパー「長島」	北牟婁郡紀北町東長島209-9	0597-47-1080
	介護すまいる館 たむろ	尾鷲市野地町4番16号	0597-22-1457
同行援護	尾鷲社協介護事業所	尾鷲市中村町1番5号	0597-22-3354
	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
行動援護	在宅ケアグループあいあい	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
生活介護	ゆめ向井工房	尾鷲市大字向井133番地12	0597-23-3320
	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
	紀北作業所分場 瑞穂が浜	北牟婁郡紀北町東長島209番地9	0597-47-5262
	紀北作業所	北牟婁郡紀北町上里275番地20	0597-36-1601
	あいあい日向	尾鷲市大字向井133番9号	0597-23-3075
	輪内高齢者サービスセンター	尾鷲市曾根町606番地1	0597-27-3800
共生型生活介護	紀北町社協デイサービス「ゆとり」	北牟婁郡紀北町東長島209番地9	0597-47-5544
生活介護（障害者支援施設）	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
就労継続支援B型	ゆめ向井工房	尾鷲市大字向井133番地12	0597-23-3320
	天使の家	尾鷲市尾鷲市古戸町10番17号	0597-37-4337
	やきやまふぁーむ	尾鷲市三木里町249番地1	0597-28-8007
	優・結	尾鷲市大字南浦1677番地1	080-8451-5338
	特定非営利活動法人ひのきの会	北牟婁郡紀北町船津2565-1	0597-35-0707
	紀北作業所	北牟婁郡紀北町上里275-20	0597-36-1601
	就労B型事業所 たいき	北牟婁郡紀北町三浦705番地11	0597-46-1488
短期入所	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
施設入所支援	桃朋園	北牟婁郡紀北町上里227番地1	0597-33-1800
共同生活援助	和家	尾鷲市向井151-1	0597-37-4030
	金塚ホーム	北牟婁郡紀北町上里悪水小川内79	0597-36-1089
	しょうがい者グループホーム たいき	北牟婁郡紀北町三浦740番地2	0597-46-1122
	障がい者グループホームここはあと	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
児童発達支援	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
放課後等デイサービス	あいあいの丘ふぁみり	尾鷲市矢浜四丁目1番46号	0597-37-4165
計画相談支援	障がい者相談支援センターありす	尾鷲市矢浜一丁目15番45号	0597-23-3007
	相談支援事業所ぶらん結	尾鷲市栄町5番5号	0597-22-3170

第7期尾鷲市障がい福祉計画・第3期尾鷲市障がい児福祉計画
[令和6年度～令和8年度]

発行年月：令和6年3月

発 行：尾鷲市

編 集：福祉保健課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号

電 話：0597-23-8203 F A X：0597-23-8204